

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 29 年 6 月 22 日現在

機関番号：32602

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2015～2016

課題番号：15H06578

研究課題名(和文) ヨーロッパ協調の構造的前提としての勢力均衡理論の社会化

研究課題名(英文) Socialization of Balance of Power Theory as Structural Precondition of Concert of Europe

研究代表者

大原 俊一郎 (Ohara, Shunichiro)

亜細亜大学・法学部・講師

研究者番号：00755861

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、国際政治の一大変革期であり、現在に至る国際システムの基礎構造が確定・成熟した18世紀ヨーロッパ国際政治を再検討している。とりわけ、国際秩序の基礎構造である諸国家体系という多極秩序構造がどのように形成され、それがどのようなメカニズムを有しているのかを解明することで、多極化した世界を安定化させる際の重要な前提条件を検討するものである。

研究成果の概要(英文)：This research reviewed History of the European International Politics in the 18th Century, which was in the Period of upheaval of International Politics and matured the basic structure of International System coming down to the present. Especially, this research argued an essential precondition to stabilize multi-polar world through clarifying the maturing process and the mechanism of state system as multi-polar order, which is core function of International Order.

研究分野：国際関係史

キーワード：国際システム 勢力均衡 ドイツ歴史学派 国際法 古典外交

## 1. 研究開始当初の背景

わが国における国際関係史・国際政治史研究は若干の例外を除いて事件史的記述にきわめて大きな比重が置かれているため、「国際秩序の構造史の中核」ともいふべき諸国家体系の形成過程に関する研究はほとんど存在していないのが研究開始当初の現状であった。

ところが、欧州における研究、とりわけドイツ(とイギリス)における勢力均衡と諸国家体系に関する研究はきわめて重厚な研究の蓄積が存在している。まず近世の中でもとりわけ18世紀の同時代には多くの論者が勢力均衡を論じた歴史を有し、19世紀初頭にはドイツ歴史学派のヘーレンが近世国際政治史の歴史的プロセスを凝集し、諸国家体系の研究を始めている。

以降、20世紀初頭のケーバーの研究、第二次世界大戦後のゴルヴィッツァーの研究、デタント期におけるフェンスケの研究と着実にスタンダードワークの蓄積が進み、さらに冷戦終結後にはオーストリアの研究者ストローマイヤーが本研究の中心課題である「勢力均衡理論の社会化」を取り扱った新たな研究を公表した。この研究においては、17世紀後半から18世紀にかけて現実主義的に展開していく政略的勢力均衡に対して、思想家や政治家・外交官を中心として秩序の中に規範を内在化させていくことによって、次第にアナキカルな秩序からシステムを中心とした秩序＝諸国家体系へと変貌していくプロセスが描き出されている。

本研究はストローマイヤーの研究における「勢力均衡思想の社会化」の部分に集中的に取り組むことによって、これを発展させ、さらにポール・シュローダー以降の研究へと接続させていく研究であると位置づけることができる。

## 2. 研究の目的

本研究は、国際秩序研究・国際システム研究の中でも、近世ヨーロッパにおいて諸国家体系と呼ばれる国際秩序が形成されていくプロセスを検証し、その中で諸国家体系の基本構造の中に一定の思想や原理が埋め込まれ、さらに発展して19世紀の「ヨーロッパ協調」と呼ばれる現象に至る一連のプロセスと構造的な前提を解明するものである。本研究では諸国家体系の形成の中でもとりわけ17世紀後半から19世紀初頭にかけて起こった「勢力均衡理論の社会化」と呼ばれる現象に着目し、近世初期において、二極的なブロック化をたびたび惹起し、大戦争へと至った勢力均衡理論から、19世紀における多極的な五大国秩序を支える理論へと変貌していく過程を解明していく。こうした一連の解明作業によって、ハイアラーキーでもアナキキーでもない「システム」の中核とした国際秩序の本質的理解へとつなげていくことが本研究の最終目的である。

## 3. 研究の方法

### (1) 研究史の体系的解明

先にも触れたように、「国際秩序の構造史」としての諸国家体系や勢力均衡に関する研究は重厚な蓄積そのものが一大学問体系を形成している。学問的にはドイツのヘーレンから始まり、イギリス・フランス・アメリカへと伝播しており、きわめて広範な影響力を認めることができる。

ここにおける問題とは、わが国においては国際関係史・国際政治史の学問をめぐる構造についてさしたる検証もなされないまま、個別研究が場当たりの展開される傾向を有していることである。そもそも国際関係史・国際政治史の研究がいかんにして成り立ち、その中心的な論点がどのようなもので、それについてどのようなコンセンサスが形成されてきたのかを検証しないまま国際関係史・国際政治史の看板が独り歩きしている状態とも言うことができる。

もとよりこうした大きなテーマを2年弱の研究期間のみで扱えるわけではないが、可能な限り体系的に研究史の解明に努める必要があり、そのため、ドイツ語圏のスタンダードワークを中心にイギリス、アメリカ、場合によってはフランスの文献も渉猟し、全体構造の解明に努めていった。

### (2) 構造史的方法論の明確化

研究史の体系的解明に一定の目途がついたところで、次に視野に入れたのは方法論の明確化である。というのも、国際関係史・国際政治史における諸国家体系の構造・機能はその変容がきわめて流動的に行われるため、従来、方法論が明確に伝承されず、可視化が困難であった。しかしながら、諸国家体系が本格的に成熟を始めた18世紀の変容プロセスに焦点を当てることで、どのような方法を用いれば諸国家体系を明確に認知できるのかという、諸国家体系の可視化・立体化を進めることが可能となった。

すなわち、国際関係史・国際政治史の構造的な核(諸国家体系)をいかに歴史の中から抽出し、分析可能な枠組みとして認識するかという構造史的方法論を、諸国家体系の成り立ちに着目することで明確化したのである。

### (3) 事件史の再構成

諸国家体系の立体化・可視化が進むと世紀単位での変容プロセスが明確化されていき、国際関係史・国際政治史の仮設的な「骨組み」が形成される。ここに一次史料を渉猟して事件史の再構成を行う素地が出来上がることになる。

ただし、2年弱という研究期間の中では、研究史の体系的解明と方法論の明確化に多くの時間と労力を割き、事件史の再構成を十

分に行う時間的な余裕は存在していなかった。そのため、事件史に関しては、その多くを二次文献に依拠し、それ以上の解明は後の研究に託すこととなった。

#### 4. 研究成果

本研究課題の研究成果として、以下の事柄を解明し、明確化した。

##### (1) 研究史の体系的解明

古典的国際政治論としてのドイツ歴史学派の源流の解明

現在に連なる古典的国際政治論としてのドイツ歴史学派の源流は、まず17世紀後半に展開された国家思想家たちの政策論にさかのぼる。「勢力均衡」の概念自体は16世紀のグイッチャルディーニが『イタリア史』の中で言及しているように、ヨーロッパ的淵源を持つ概念である。しかしながら、国際秩序に「システム」の概念が用いられたのは比較的歴史が浅く、1675年のプーフェンドルフの書の中で言及されたのが初出とされる。しかもこの「システム」の概念が用いられたのは、覇権を目指す国家に対して他の諸国が連合を組み、戦争に訴えてでも覇権の野望をくじくという初期の勢力均衡を直接的に是とする文脈で使用されたのではない。むしろ、ここにおける「システム」の用法は神聖ローマ帝国が事実上崩壊した後のドイツ諸邦をいかにつなぎ留め、連邦的・有機的統一体を維持するか、という文脈から始まり、それをヨーロッパ全体の普遍的秩序に応用して、いかにヨーロッパ国際秩序を安定させるか、という国際秩序構想と結びついて用いられている。すなわち、勢力均衡の概念とは異なり、諸国家体系(システム)の概念は、秩序安定論としての命題を背負って誕生したのである。

その後、この「システム」の概念は、ドイツ・ハレ大学を中心にトマジウス、ネットルブラットが論じ、18世紀中盤にはフランスにおいてルソーが論じた。さらに1809年にヘーレンが学術的に諸国家体系を明確化し、「システム」の議論はドイツ歴史学派へとつながっていくこととなった。なお、諸国家体系の語がイギリスに渡ったのは1834年にヘーレンの書が英訳された後のこととされている。

##### イギリスへの影響

ドイツ歴史学派の国際政治史研究には大きく分けて諸国家体系を基軸とした国際システム研究の系譜(ヘーレン的伝統)と、普遍的国際政治史研究(ランケ的伝統)の二つの系譜が存在しているが、それぞれが混然一体となってイギリス政治史学・外交史学に大きな影響を及ぼしている。

例えば、ランケから絶大な影響を受けた歴史家であり、英国学派の主要メンバーでもあったハーバート・バターフィールドは主としてランケ的伝統の観点からドイツ歴史学派

の研究史に詳細な検討を加えている。さらに、とりわけケンブリッジ大学の学統においては、ジョン・アクトン、バターフィールド、そして現在のクリストファー・クラークなどの欽定講座担当教授をはじめとして、G・P・グーチのような外交史家もあわせ、ドイツ歴史学派から多大な影響を受けている。

加えて、近年では英国学派の国際関係論もヘーレン的伝統という意味でのドイツ歴史学派の系譜を受け継ぐものとして位置づけられている。

##### アメリカ国際政治学(IR)への影響

アメリカ国際政治学の初期段階においても、本格的な国際政治研究をドイツからアメリカに移植したモーゲンソーは国際システムをパワーの均衡力学として考察したし、ネオリアリズムのウォルツも議論の中心は国際システムであった。また、モーゲンソーと同じくドイツ語圏からの移民であったドイツ人の「多元的安全保障共同体」の概念も、ヨーロッパ的観点からみればヨーロッパ協調以来の多極的国際システム論の投影と見ることができる。これらの国際政治論は諸国家体系に関するドイツ歴史学派の基礎研究がなければ展開することが不可能であったと推定される。

##### (2) 構造史・外交史・思想史の関係性

本研究は構造史としての国際政治史の中心に諸国家体系のメカニズムの変容を置く。またその際にこうした構造史を導出する上で、思想史と外交史の両面から国際秩序構造に関わる文脈を抽出し、最終的に構造史として立体化する方法を採用した。

またこの構造を明確化する上で、18世紀ヨーロッパ国際政治史における、いわゆる「ヨーロッパ諸国家体系の成熟」のプロセスは最重要の鍵概念であり、このプロセスの解明を追体験しながら、構造史の立体化に努めた。

##### (3) 「システム」と思想史

思想史において国際秩序構造を明確に説いた論者として、まず、サン＝ピエールとルソーを挙げ、検討を行った。

サン＝ピエールに関しては、著書『永久平和論』の中で勢力均衡を厳しく批判し、当時のヨーロッパ国際秩序における「恒常的な社会的結合」の欠如を指摘している。しかしながら、ここで着目されるべきはこの書が出版された1713年という時代背景であり、サン＝ピエールの勢力均衡観はまさしく1713年という18世紀初頭の勢力均衡に決定的に依存している。すなわち、18世紀を通じた「ヨーロッパ諸国家体系の成熟」が盛り込まれていない。

これに対し、サン＝ピエールの国家連合論を受け継いだとされるルソー『サン＝ピエール師の永久平和論抜粋』(以下、『抜粋』)の勢力均衡論はいささか趣が異なっている。まず、ルソーは勢力均衡に関し、覇権を打ち碎

く上での有用性について一定の評価をしている。さらにルソーの『抜粋』の中でひときわ目を引くのが、そうしたヨーロッパ勢力均衡におけるドイツ連邦の役割である。ルソーは18世紀のドイツの国家連合(帝国)について、その勢力均衡に果たす役割を高く評価する。その上で、ドイツ国制を規定したウエストファリア条約をはじめとしたヨーロッパ公法の発展について、ドイツにおける国際法思想の発展にも一定の理解を見せている。

この両者の相違は次のように説明される。すなわち、ルソーの『抜粋』が出版されたのは1761年であり、ヨーロッパ中を戦乱に巻き込んだ七年戦争の真ただ中である。また、草稿に着手したのは1756年と推定されており、まさにこれは七年戦争が勃発した年であった。このようにヨーロッパ国際政治の危機の中で原稿が書かれているが、ユトレヒト条約の時期に比べてヨーロッパ国際秩序は「五大国秩序(Pentarchie)」という多極秩序が定着しつつあり、それに伴う外交慣行も成熟期を迎えつつあった。1763年にパリ講和条約が結ばれ、平和秩序が形成されると、「ヨーロッパ諸国家体系」はいよいよ本格的な成熟期を迎える。すなわち、諸国家体系の成熟に伴い、勢力均衡の概念そのものが大きく変容したことが確認できるのである。

サン=ピエールとルソーの主張が18世紀における国際秩序批判として重要な役割を持っていたことは否定できないが、ただし、やはりサン=ピエールとルソーの役割は基本的には批判であり、「ヨーロッパ諸国家体系の成熟」を直接的に補強した思想とは言い難い。これに対し、多くの政治家・外交官の外交実践として受容され、「ヨーロッパ諸国家体系の成熟」に直接的な補強材料を提供したのは、国際法思想の発展であった。

18世紀国際法思想の発展を概括すると、ユトレヒト条約から三年後の1716年にハレ大学の法学者ニコラウス・グンドリング(Nikolaus Gundling)が国際法論を展開したのが嚆矢となり、1723年にハレ大学を追放されたヴォルフが1729年頃から国際法論の考究を始め、1749年に自身の研究の集大成として『科学的方法によって考察された国際法論』を出版する。このヴォルフの国際法論を受け継ぎ、1758年に現代語として『国際法、すなわち諸国家と諸主権者の行動と事務に適用された自然法の諸原則』を出版し、国際法論を展開したのがエメール・ド・ヴァッテル(Emer de Vattel)である。

この中でとりわけ大きな役割を果たしたヴォルフの国際法論は、理想主義的な法源だけでなく、現実に即した法源を考究することで、国家実行に法の支配を及ぼそうとした。

さらにヴォルフの国際法論の継承者であるヴァッテルは、ヴォルフにも増して、相互抑制から成る勢力均衡とそれが社会的結合に発展した「システム」に依存する国際法論を打ち出した。

ヴァッテルはヨーロッパ全体を一つのシステムや団体として捉えており、これはサン=ピエールの18世紀初頭に比して、ヨーロッパ国際社会全体の結合性、すなわち諸国家体系の成熟が進んでいることを示している。さらにそうした結合性を支えるものとして、国家間の相互監視に加え、外交のネットワーク化、外交交渉の緊密化を指摘している。18世紀初頭には単純な力と力の力学であった勢力均衡が18世紀中盤にはある種の社会的結合の形態として変容してきたことを示している。

ヴァッテル自身が1740年代以来の外交官経験を持ち、当時の外交実践に通暁していたことにも表れているように、国際法思想の発展がこうした現実の外交と平仄を合わせて進められたことで、外交の成熟と勢力均衡の変容、さらには「ヨーロッパ諸国家体系の成熟」に直接的な補強材料を提供したのであった。

#### (4)「システム」と外交史

システムの成熟に関わる外交の変容プロセスの重要なメルクマールとして、ユトレヒト条約以降の18世紀前半のフランス外交と、18世紀中盤から後半にかけてのプロイセンのフリードリヒ二世の外交を検討した。

まず、フランス外交の変容を確認すると、まず17世紀後半のヨーロッパ国際政治においては、フランスが「超大国」としての地位を確立し、勢力の拡大を図っていた。だが、18世紀に入ると、一気に多極化が進行していく。こうした中で1701年から開始されたスペイン継承戦争の結果、1713年ユトレヒト条約においてフランスの覇権が明確に否定され、ルイ十四世の死去以降は構造的な財政赤字も相俟って、フランスは次第に穏健な外交路線へと転換していくこととなった。

ここにおけるフランス外交の変化とは、ルイ十四世時代の膨張主義が否定され、その限界が認識された結果、ユトレヒト条約締結から1730年代にかけてのオルレアン公やフルーリー枢機卿時代のフランス外交では、オーストリアとの敵対関係は継続したものの、総じて多国間同盟・協調が優先され、国際紛争への過剰な介入を差し控えるようになったことである。すなわち、覇権主義の限界が認識された結果、多国間協調を重視する外交へと変容していったのである。

こうした変化は新興大国にも起こっており、その代表例として、プロイセンのフリードリヒ二世(大王)を挙げることができる。ここで重要なのは七年戦争という大動乱が収束して以降、すなわち1763年パリ講和条約において七年戦争が終結した後の国際政治である。ここにおいてプロイセンとオーストリアの敵対関係は解消しなかったが、フリードリヒは七年戦争で甚大な被害を受けたことを教訓にドイツ諸邦をはじめ、フランスやロシアとの協調を重視し、七年戦争時の絶

対的孤立を避ける外交へと転換している。ここにおいても、18世紀前半のフランスと同じく、一国主義の限界を認識した新興大国が大国間協調へと外交を変容させる契機を見取れる。

こうして、普墺間、英仏間、墺露間などさまざまな敵対関係の断面は残っていたものの、1763年以降、大きな現状変更を行う時にはすべての大国の基本的コンセンサスの下に行うという「全会一致 *convenance*」の原則が確立していくこととなる。すなわち、七年戦争の終結を機に大国間のコンセンサスを基調とした大国間協調が本格的に形成されていくのである。

この「全会一致」の原則について、近世国際政治史家のドッフハルトは次のように成立背景を指摘する。「全会一致」の原則が確立した背景として、当初の勢力均衡が動的なものであり、静的な均衡を考慮に入れていなかったため、平和条約で確定した秩序がつねに変化にさらされることを考慮に入れ、修正を行う必要があった。こうしたヨーロッパ地図の変更の際には「五大国秩序 *Pentarchie*」の維持の観点から適切な補償が必要とされ、その中でイギリス外交の果たす役割は多大なものがあったのである。

このように勢力均衡に「五大国秩序」と「全会一致」の原則が加わることで、勢力均衡が質的に変化し、19世紀のヨーロッパ協調を準備していくこととなる。概略ではあるが、外交を通じた「ヨーロッパ諸国家体系の成熟」はこのようなプロセスで進行していくこととなるのである。

#### (5) 構造史としてのシステム

18世紀における「ヨーロッパ諸国家体系」の成熟の中で構造的変容の中心に位置するのは勢力均衡の変容である。その変容の軌跡を概観すると、勢力均衡は当初、16世紀から17世紀前半にかけてのハプスブルグー極優位や、17世紀後半以降のフランスー極優位が出現すると、諸国はこれに対抗するため、多国間同盟や多国間連合を組んでこれに対抗することとなる。ただし、こうした天秤の両秤を均衡させる形で表現される対仏大同盟のような同盟形成は、対立的な二極化・ブロック化を深刻化させ、三十年戦争・プファルツ継承戦争・スペイン継承戦争・七年戦争などの度重なるヨーロッパ大戦の原因ともなった。いわばこれは「動的な政略的勢力均衡」といべき勢力均衡であった。

対立的な二極化・ブロック化の進展により、大戦争が勃発し、戦乱による疲弊が各国で共有されると、講和条約において平時からの安定的な秩序形成が目指された。とりわけ、スペイン継承戦争後のユトレヒト条約では、初めて国際法に勢力均衡による安定的秩序形成が明記され、国際秩序は「全体的調和のとれた静的・安定的均衡 *aequilibrium*」の形成に向けて動き出すこととなる。

ところで、近世ヨーロッパ国際秩序の安定化に重要な役割を果たしたのが、「仲裁者 *arbiter*」としてのイギリスであったことはつとに知られている。しかしながら、ユトレヒト条約以降、仲裁的・調停的役割を個別国家にのみ託すのではなく、国際法という形で規範化し、さらに政治思想家や外交実務家を通じ、諸国家が規範を内面化することにより、静的・安定的均衡を形成するという方式が明確に目指された。ここにおいて、18世紀国際法思想の発展を担ったのが、ハレ大学を起点とし、ヴォルフ、ヴァッテルへと広がったドイツ語圏の思想家たちであった。

この国際法思想の発展と並行して、一八世紀においては古典外交が幾多の動乱を経て外交交渉を緊密化させつつ成熟していく。とりわけ、1740年代以降の動乱期を経て1763年パリ講和条約以降に外交慣行として「全会一致」の原則が成立し、この原則・慣行が「五大国秩序」を保護し、安定化させた。すなわち、古典外交の成熟とともにヨーロッパ国際秩序の安定性は着実に深化したのである。

こうして1700年頃から1721年にかけて形成された多極秩序は、18世紀全体の国際政治過程を経て、当初の自己中心的な国家利害の相互作用としての勢力均衡が社会化の過程をたどりながら変容し、各国の政治的独立と主権を前提としながらも、五大国の五つの極を中心に国家同士が相互に抑制・均衡・協調を繰り返しながら社会的結合を深化させ、全体として一つの体系（システム）として安定的な秩序を形成していく。ここに「ヨーロッパ諸国家体系の成熟」が成立したのであり、この成熟した諸国家体系が19世紀のヨーロッパ協調の構造的な前提となったのであった。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

#### 〔雑誌論文〕(計3件)

大原 俊一郎、ドイツ国際政治史学の歴史的な文脈と思想、*亜細亜法学*、査読なし、50巻2号、2016年、159-188

[https://asia-u.repo.nii.ac.jp/?action=repository\\_uri&item\\_id=17144&file\\_id=22&file\\_no=1](https://asia-u.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=17144&file_id=22&file_no=1)

大原 俊一郎、ウィーン体制期国際秩序への普遍史的理解の深化、*亜細亜法学*、査読なし、51巻2号、2017年、233-252

[https://asia-u.repo.nii.ac.jp/?action=repository\\_uri&item\\_id=17364&file\\_id=22&file\\_no=1](https://asia-u.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=17364&file_id=22&file_no=1)

大原 俊一郎、国際政治史研究におけるドイツ歴史学派の方法論 18世紀ヨーロッパ諸国家体系の成熟過程を中心に、*国際政治*、査読有、189号、2017年、印刷中

〔学会発表〕(計3件)

大原 俊一郎、勢力均衡からヨーロッパ  
協調へ 勢力均衡理論の社会化過程、日  
本国際政治学会 2015 年度研究大会、2015  
年 10 月 31 日、仙台国際センター

大原 俊一郎、ウィーン体制期国際秩序  
への普遍史的理解の深化、国際関係史学  
会(CHIR-Japan)定例研究会、2015 年 11  
月 13 日、青山学院大学

大原 俊一郎、古典的国際政治論として  
のドイツ歴史学派 国際システム研究の  
歴史学的方法論、日本政治学会 2016 年度  
研究大会、2016 年 10 月 1 日、立命館大  
学

〔その他〕

ホームページ等

<http://researchmap.jp/read0143142/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

大原 俊一郎 (OHARA Shunichiro)

亜細亜大学・法学部・講師

研究者番号：00755861